

神奈川県地球温暖化対策計画書審査会規則

平成21年 9 月29日

規則第74号

改正 平成22年 3 月30日規則第16号
平成25年 3 月29日規則第42号
令和 7 年 2 月 7 日規則第 9 号

平成23年 5 月31日規則第46号
令和 5 年 5 月30日規則第50号

神奈川県地球温暖化対策計画書審査会規則をここに公布する。

神奈川県地球温暖化対策計画書審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）により設置された神奈川県地球温暖化対策計画書審査会の所掌事項、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 神奈川県地球温暖化対策計画書審査会（以下「審査会」という。）は、神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成21年神奈川県条例第57号）に基づく事業活動温暖化対策計画書に係る実績報告書等の評価、事業活動、建築物又は開発事業に関する地球温暖化対策の推進等に関する重要事項等につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。

(委員)

第3条 審査会の委員（以下「委員」という。）は、地球温暖化対策に関する事項について学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審査会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員でない者の出席)

第6条 審査会は、必要があるときは、専門的事項に関し学識経験を有する者、地球温暖化対策に係る事業を実施する者その他の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、環境農政局脱炭素戦略本部室において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営その他審査会に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年 3 月30日規則第16号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。
（様式の作成に係る経過措置）
- 70 この規則による改正前の各規則に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成23年 5 月31日規則第46号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 3 月29日規則第42号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 5 月30日規則第50号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 2 月 7 日規則第 9 号）

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。